

I アクサ損害保険の現況

1 事業の経過および成果等

2021年度のマクロ環境を振り返りますと、2021年10-12月期の実質GDPは、緊急事態宣言解除に伴う民間消費回復に牽引され2四半期ぶりのプラス成長となりましたが、2022年1-3月期においては、オミクロン株を中心とした新型コロナウイルスの感染拡大およびロシアのウクライナ侵攻に端を発したエネルギー価格上昇が民間消費の押し下げ圧力となりました。また、自動車保険市場におきましては、半導体供給不足の影響で2021年度の新車販売台数が1976年度以来45年振りの落ち込みを記録したことによる収益への悪影響、自動車の高性能化に伴う修理費用の増加や円安による資材・サービスコストの上昇による損害率および経費率へのさらなる圧力が予想されます。このような概況から一層の経営努力が必要な状況であると認識しております。

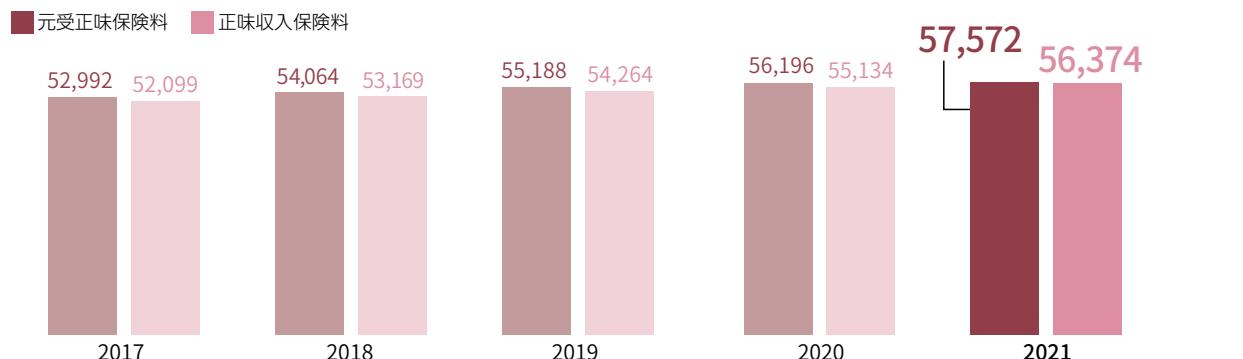
翌期の見通し

エネルギー価格高騰の価格転嫁が食料品を中心に相次いでなされている一方で、円安により輸入物資価格も上昇しており、これらはデフレ脱却道半ばの日本経済にとって大きな重石となっています。また、近年多発する自然災害は家計へのさらなる圧迫要因になることも予想されます。このような環境下においては、消費者の節約志向が一層強まることが予想され、自動車保険市場におきましても、デジタルプラットフォームを活用し保険料が割安なダイレクト型損害保険会社に対する需要が引き続き増加していくものと期待しております。

事業の経過

こうした外部環境のもと、当社では様々な施策を打ち出すことによりサービスの差別化を図り、当社独自の顧客体験を確立することで、顧客満足度の向上に努めてまいりました。昨年来、当社で実施した取組みをいくつかご紹介しますと、差別化戦略におきましては、子育て中の世帯を応援するために、保険契約始期日が2021年7月27日以降の自動車保険契約を対象として、業界初^{*1}となる「子育て応援割引」^{*2}の提供を開始しました。また、ウェブサイト上でのお客さま利便性向上のため、Emma(エマ)による包括的なお客さまサポートを2021年9月28日に開始しました。Emmaはお客さまのパートナーとして、当社ウェブサイトのチャットや各種ページにおいて、お客さまの当社商品やサービスについての疑問にお答えします。Emmaはウェブサイト上での事故受付においても活用されており、

元受正味保険料・正味収入保険料の推移



お客さまが動画を視聴しながらスマートフォンまたはパソコン画面上で事故状況を入力やタッチをしてステップごとに申請を進めることができる事故受付サービスを2021年12月より導入しました。この動画に従って申請すると約3分で事故報告が完了するため、より分かりやすく、より簡単な事故受付が可能となりました。

一方、従業員の職場における幸福度(ウェルビーイング)向上を目的として、在宅勤務とオフィス勤務それぞれのメリットを最大限に活かすハイブリッドな働き方「スマートワーキング」を推進しております。本社のリノベーションを行うとともに、地方拠点でも継続的に職場環境整備に取り組んできた結果、旭川コンタクトセンターが北海道働き方推進企業に認定されました。当該認定を機に、さらなる職場環境の改善・向上に向けた取組みを全社的に推進してまいります。

また、地域貢献活動の一環として、コンタクトセンターのある福井市の福井大学医学部附属病院小児科、および旭川市の旭川医科大学病院小児科に入院中の子どもたちとのリモート交流会を、分身ロボット「OriHime」を通じて開催いたしました。今後も、企業文化の一部として社会貢献活動を浸透させていくことによって、「地域社会」、「お客さま」、「社員」、「株主」、「環境」、「サプライヤー」といった主要なステークホルダーに対して責任ある企業としての役割を果たすことを目指してまいります。

*1：国内の自動車保険会社19社における子育て世帯への割引制度の有無の自社調べ(2021年12月時点)

*2：「子育て応援割引」は、「乳幼児童同乗割引」の愛称(ペットネーム)です

	2020年度	2021年度
① 元受正味保険料	56,196百万円	57,572百万円
② 正味収入保険料	55,134百万円	56,374百万円
③ 正味損害率	57.9%	58.8%
④ 正味事業費率	28.2%	27.1%
⑤ コンバインドレシオ	86.1%	85.9%
⑥ 保険引受利益	4,843百万円	4,780百万円
⑦ 経常利益	5,360百万円	5,408百万円
⑧ 当期純利益	3,784百万円	3,856百万円
⑨ 単体ソルベンシー・マージン比率	573.1%	592.9%
⑩ 総資産額	92,926百万円	94,618百万円
⑪ 純資産額	27,485百万円	25,708百万円
⑫ その他有価証券評価差額金	864百万円	230百万円
⑬ 不良債権の状況（保険業法に基づく債権）	—	—

①元受正味保険料

ご契約者さまから直接受け取った保険料であり、損害保険会社の売上規模を示す基本的な指標であります。

②正味収入保険料

元受正味保険料に、保険金支払負担の平均化・分散化を図るために他の保険会社との保険契約のやりとり(受再保険料及び出再保険料)を加減した保険料であり、損害保険会社の最終的な売上規模を示す指標であります。

③正味損害率

正味収入保険料に対する、支払った正味支払保険金と損害調査費用の合計額の割合であります。具体的には、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合を指しております。

④正味事業費率

正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合であります。具体的には、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて、「正味収入保険料」で除した割合を指しております。

⑤コンバインドレシオ

正味損害率と正味事業費率を合算したものであり、損害保険会社の収支状況を示す指標の一つであります。

⑥保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものであります。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額などであります。

⑦経常利益

正味収入保険料・利息及び配当金收入・有価証券売却益等の経常収益から、保険金・有価証券売却損・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものであります。

⑧当期純利益

経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額を加減したものであり、事業年度に発生したすべての取引によって生じた損益を示すものであります。

⑨単体ソルベンシー・マージン比率

単体ソルベンシー・マージン比率は、巨大災害の発生や保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険に対する資本金・準備金等の支払余力の割合をいいます。また、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標の一つであり、通常200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

⑩総資産額

損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」であります。損害保険会社の保有する資産規模を示すものであります。

⑪純資産額

「総資産額」から、責任準備金等の「負債額」を控除したものが「純資産額」であり、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」であります。損害保険会社の担保力を示すものであります。

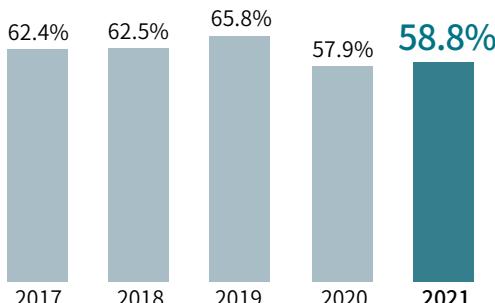
⑫その他有価証券評価差額金

「金融商品に係る会計基準(いわゆる時価会計)」により、保有有価証券等について、売買目的、満期保有目的などの保有目的で区分し、時価評価等を行っております。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しない有価証券であり、この「その他有価証券」の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額(いわゆる評価損益)から法人税等相当額を控除したものが、その他有価証券評価差額金であります。財務諸表においては、貸借対照表上の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

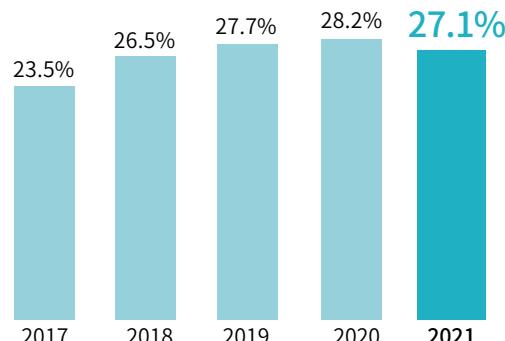
⑬保険業法に基づく債権

保険会社の有する貸付金や未収利息等の債権を債務者ごとに財務状況や経営実態等をもとに区分している債権であります。

正味損害率の推移



正味事業費率の推移



事業の成果

元受正味保険料は、価格競争激化の中、メディア投資、子育て応援割引の導入等により自動車保険が力強く成長したことから、対前年比2.4%増加の575億円となりました。再保険料等を加味した正味収入保険料は、対前年比2.2%増加の563億円となりました。

一方、前年より継続して新型コロナウイルス感染症まん延による交通量減少の影響を受けたものの、前年と比べて相対的に損害率低下の影響が減少したこと等により、正味損害率は、前年同期比0.9ポイント増加の58.8%となりました。

正味事業費率は27.1%で、主に減価償却費の減少やデジタル化に伴う通信費・印刷費の減少等により1.1ポイント減少しました。

保険引受利益は、損害率が低水準となった結果、自動車保険で異常危険準備金がネットで繰入となったこと等から、47億円となりました。資産運用利益・その他利益を加味した経常利益は54億円となりました。この結果、当期純利益は38億円となりました。

ソルベンシー・マージン比率は592.9%で、当期純利益の計上、異常危険準備金の増加等によりソルベンシーが増加したため、前事業年度末から19.8ポイント増加しました。

総資産は946億円で、新規投資による有価証券の増加等により前事業年度末から16億円増加しました。

純資産は257億円で、配当金の支払いおよび金利の上昇に伴う有価証券評価益の減少等により、前事業年度末から17億円減少しました。

資産運用の概況

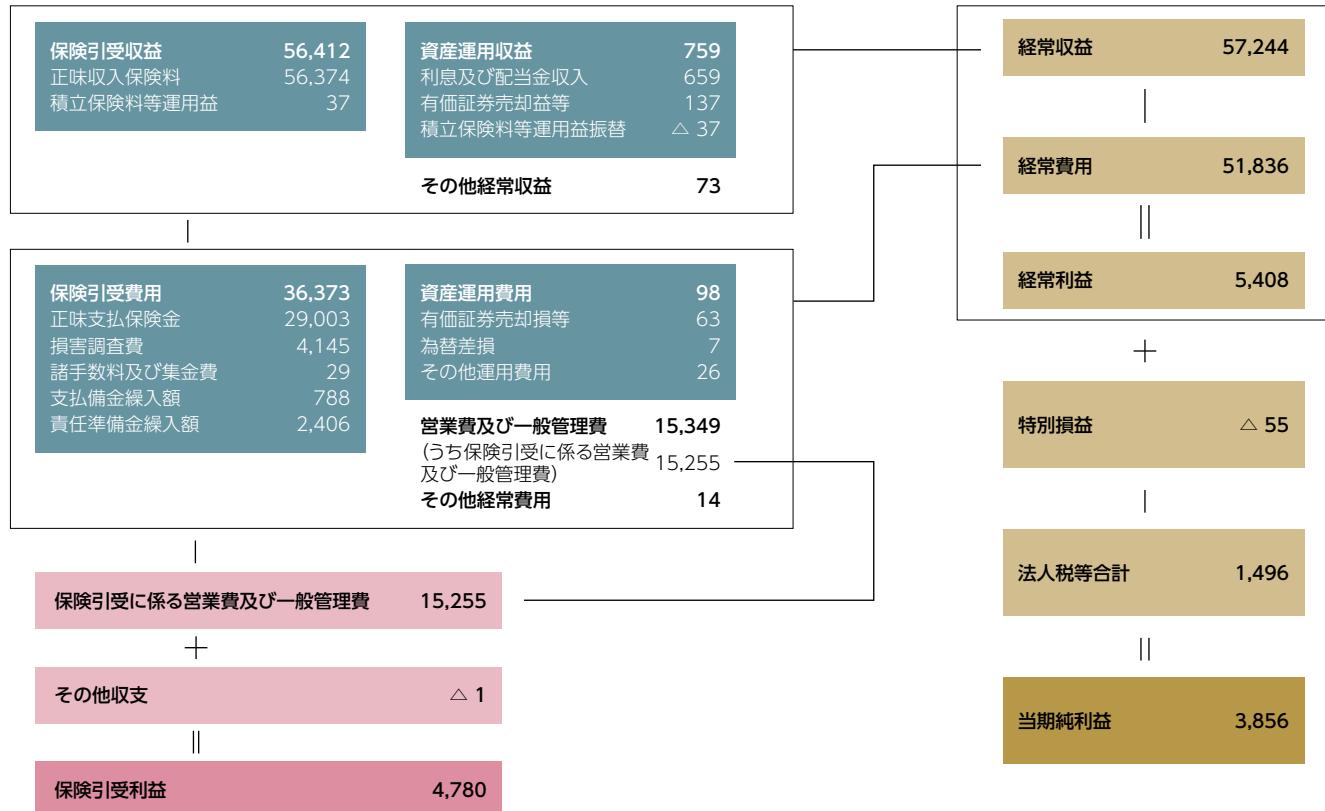
2022年3月期の資産運用粗利益は、前事業年度と比べ1.4億円増加となる6.6億円となりました。上場投資信託からの分配金が増加したことおよび今年度は上場投資信託の売却に係る有価証券売却益が発生したことによるものです。

会社が対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の発生から2年以上が経過し、変異株の出現など当該感染症の拡大については現在も予断を許さない状況が続いている一方、地政学リスクの顕在化による物価上昇等、今後の日本経済の不透明感が強まっております。このような外部環境におきましても、当社は収益を伴う成長を達成し、改めてインターネットと親和性の高い顧客層に対しお客さま主導のサービス提供に努める当社のビジネスモデルの柔軟性や対応力の高さを証明することができました。

今後もデジタルとデータ活用の融合によるサービスの利便性向上に努め、アクサのビジョンである『Payer to Partner:単に保険金をお支払いするだけの会社から、より良い人生、より良い社会のために皆さまに寄り添うパートナーになる』の実現に向け、お客さまに寄り添う保険会社としての役割を果たしていきたいと考えております。

決算のしくみ（単位:百万円）



(注)本報告書(以下の諸表を含む)における各計数の表示および計算は、次のとおりです。

保険料等の金額および株数は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しております。

2 内部統制システム構築の基本方針

アクサ損害保険では、保険業という公共性の高い事業に対する社会的要請に応えるため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化により、業務執行の公正性・効率性の確保に努めています。また、経営の健全性および透明性を確保するとともに、お客さまをはじめとする全てのステークホルダーの皆さまに信頼され、選ばれる会社となるために、内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努めています。

内部統制システム

アクサ損害保険では、「内部統制システム構築の基本方針」を策定し、業務の適正を確保するための体制の充実・強化を図っています。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、情報の保存および管理に関する会社規程で定めるところにより、次の文書（電磁的記録も含む）を関連資料とともに保存・管理するものとする。

- (1) 株主総会議事録
- (2) 取締役会議事録
- (3) 経営会議議事録
- (4) 特に重要な会議の議事録
- (5) 官公署に提出した書類の謄本
- (6) 監督官庁から受領した認可書・通知書などの書面
- (7) 会計監査に関するもの
- (8) その他会社規程に定める文書

また、各文書の保存期間は会社規程において定めるものとする。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク・マネジメント・ポリシーおよびインターナル・コントロール・ポリシー

当社は、リスク管理に係る基本事項について、アクサ・ホールディングス・ジャパンが定めるグループリスクマネジメントポリシーに準拠するものとする。

なお、当社は、組織の役割を3つの階層に分離し、3ラインディフェンスマネジメントモデルをコントロールフレームワークとして導入するものとする。また、これらの役割を明示するインターナル・コントロール・ポリシーを制定するものとする。

(2) オーディット・リスク＆コンプライアンスコミッティ

当社は、経営会議の管下の会議体として、オーディット・リスク＆コンプライアンスコミッティを設置し、リスク管理に関わる重要事項を協議するものとする。

(3) 報告

各リスクの所管部署は、担当するリスクの管理状況をオーディット・リスク＆コンプライアンスコミッティに四半期毎に報告する。但し、経営に重大な影響を与えるおそれのある事実については、隨時報告するものとする。

また、各リスクの所管部署は、オーディット・リスク＆コンプライアンスコミッティ要請を受けたときは、直ちにリスク管理状況を報告するものとする。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、各取締役の職務執行の効率性を確保するために次の体制を探るものとする。

(1) 法律および社内ルールに従って作成された会社規程により、各部門の職務分掌および決裁権限を明確化することにより、取締役、経営会議およびその他の各機関が

審議すべき事項および報告を受けるべき事項の明確化を図る。

- (2) 取締役が決定すべき事項についても、必要に応じて、経営会議であらかじめ審議を行わせるものとする。
- (3) 日常的な職務の執行については、適宜執行役員を任命してこれを行わせ、取締役の監督機能の強化を図るものとする。

4. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 基本方針

当社は、アクサグループの共通ルールである「グループ・スタンダード」に従い、「社内の各組織が日本の法令や社会規範と調和して健全な企業活動を確保していくこと」をコンプライアンスの基本方針としている。

(2) コンプライアンス推進およびコンプライアンスに基づく業務執行体制

①コンプライアンス基本方針

当社は、「社内の各組織が日本の法令や社会規範と調和して健全な企業活動を確保していくこと」をコンプライアンス実践の基本方針とする。

②コンプライアンス統括責任者

当社は、コンプライアンス全般を統括する執行役員を「コンプライアンス統括責任者」とする。

③オーディット・リスク＆コンプライアンスコミッティ

当社は、オーディット・リスク＆コンプライアンスコミッティを設置し、当社のコンプライアンスその他の重要事項について上位機関から権限を受けて審議する。

④コンプライアンス統括部署

当社は、コンプライアンス部を設置し、コンプライアンスに関する事項を一元的に管理・統括する。

⑤コンプライアンスプログラム

コンプライアンス部門は、各年度において、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画として、コンプライアンスプログラムを策定する。

コンプライアンス統括責任者は、オーディット・リスク＆コンプライアンスコミッティ経由で経営会議および取締役会、また監査役会および親会社のグループ・オーディット・リスク＆コンプライアンスコミッティに対し、コンプライアンスプログラムの進捗・達成状況を報告する。

⑥反社会的勢力との関係遮断

当社は、反社会的勢力との関係遮断のための体制整備に取組み、役職員が反社会的勢力からの不当、不正な要求は断固として拒絶する旨を徹底する。

⑦財務報告の適正性

当社は、財務報告の適正性を確保するため、役職員に対し、適正な財務諸表の作成がきわめて重要性を有するものであることをあらゆる機会に認識させるよ

う努めるものとする。

また、財務諸表作成のプロセスにおいて、虚偽記載並びに誤謬等が生じないための体制整備に取り組むものとする。

(3) コンプライアンス教育・研修体制

当社では、コンプライアンスの教育・研修に係るカリキュラムを導入し、役職員のコンプライアンスに対する意識および知識を高める機会を継続的に確保するものとする。また、コンプライアンスマニュアルを制定し、役職員にその内容の周知徹底を図る。

(4) コンプライアンスに係る報告体制

①事故報告

役職員は、所管する業務に関して事故に該当するおそれのある行為若しくは事象又は事故に発展する疑いのある行為若しくは事象（以下、「事故等」という。）を知ったときは、会社規程で定めるところにより、直ちに事故等の処理に関する担当部署に対して報告する。

②内部通報

当社は、法令違反の他、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメントおよび妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを含む労務問題等、職場における問題の早期発見と是正を図り、社会的規範を遵守し、公正・堅実な企業活動を行うため、親会社が運営し、当社役職員等が利用可能な「レスキューダイヤル」を設置する。

5. 当該株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社から示されたグループ経営管理方針としてのポリシーの社内周知に努め、グループ方針に則った業務運営を行う。

また、重要案件や内部監査結果等について親会社およびアクサジャパン主催のコミッティ等において協議、報告することにより企業集団としての一体感と整合性を維持するとともに、子会社としての独立性も保ちコンプライアンス重視による意志決定を行うことで、適正な業務運営を確保する。

6. 監査役監査の実効性を確保するための体制

(1) 監査役の職務を補助すべき使用者に関する事項について

監査役の職務を補助する使用者の任に当たるものは、次の各号に定める職務の区分に応じ、当該各号に定める部署の所属員がこれに当たる。

①監査役会の運営その他監査役会の事務に関する事項

リーガル＆コーポレートセクレタリー部

②前号以外の監査役の職務の補助に関する事項

内部監査部

(2) 監査役の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性に関する事項について

監査役の職務を補助すべき使用者の独立性を確保するために、当該使用者の人事に関する重要な事項は、監査役の意見を得るものとし、取締役からの独立性を確保する。

また、監査役の職務を補助する使用者に対する監査役からの指示の実効性を確保するため、当該補助使用者は監査役から指示を受けた事項について継続してモニタリングを行い、その進捗等について監査役に報告を行うものとする。

(3) 監査役への報告に関する体制について

取締役、執行役員、従業員およびその他の関係者は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、速やかに監査役又は監査役会に報告するものとする。

なお、会社は、当該報告をしたことの理由として当該報告を行った者に対し不利な取扱いを行ってはならないものとする。

(4) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

会社は、監査役が職務の執行のために費用を請求した場合は、当該費用が監査役の職務の執行に必要ないと認められるときを除き、当該請求を妨げない。

(5) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

監査役会規則に従い、内部監査部、リーガル＆コンプライアンス部門およびリスク管理部門並びに外部監査人との連携の上、監査役がより実効的な監査を行うことができる体制の整備を図る。

3 | コンプライアンス（法令遵守）の体制

1 基本理念

アクサグループでは、グループの倫理基準と実践について共通のビジョンを確立するために、行動倫理規範を中心とした「AXA コンプライアンス&エシックスコード」を定めています。

当社はグループの基本理念に基づき、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、毎年「コンプライアンスプログラム」を策定し、全社的にコンプライアンスの推進を図っています。

2 コンプライアンス推進体制

当社では、オーディット・リスク＆コンプライアンスコミッティにおいて、コンプライアンス推進体制の立案、維持・管理・モニタリング等を行うとともに「コンプライアンスプログラム」の進捗管理や評価、コンプライアンス体制の推進に係る事項の審議、経営会議等への報告・提言等を行っています。また、各本部長・部門長は、コンプライアンス部門と連携し、各部門におけるコンプライアンス実践の責任者として、具体的な施策の策定や実施、また、部員からの相談への対応等を行っています。

3 コンプライアンス教育

基本理念やコンプライアンス推進体制、業務遂行に際し遵守すべき法令や起こり得る具体的な事例についての判断基準を解説した「コンプライアンスマニュアル」を策定し、各種研修に活用する等役職員への周知徹底を図っています。また、全役職員を対象に「e-Learning」によるコンプライアンス研修を実施する等、さらなるコンプライアンス遵守に向けた取組みを強化しています。

4 リスク管理の基本方針

1 リスク管理の基本方針

規制緩和の進展、技術革新に伴い、損害保険会社を取り巻くリスクは増加し、多様化・複雑化しています。これらのリスクは、単に極小化すればよいというものではなく、企業価値を増大させるためには、それぞれのリスクの特性に応じて適切にコントロールしていく必要があります。

当社では、リスク管理を経営上の最重要課題のひとつと位置づけ、リスクとリターンのバランスに対して注意深く考察し、リスクからもたらされる不利益を適切に最小化しつつ、事業活動から得られるリターンを最大化していくことをリスク管理の基本方針としています。

2 リスク管理の高度化

EEA（欧州経済領域）では2016年1月に経済価値ベースの保険監督制度であるソルベンシーIIが導入されています。当社では、エコノミック・キャピタル・モデルとしてアクサグループのソルベンシーII内部モデル（以下、「内部モデル」といいます）を活用しリスク管理の高度化を推進しています。具体的には、経営判断を要するリスクアペタイトや投資計画、新商品開発等を設定・評価する際に利用しています。内部モデルのリスク計測としては、保険引受リスク、資産運用リスク、オペレーションナルリスクを計量

4 コンプライアンスに係る報告体制

当社では、業務の遂行に際し、関連する法令や社内規程に違反する行為等が生じた場合の報告体制を明確化し、問題となる行為への適切な対処と再発防止に取り組んでいます。

当社は、これらの取組みを機軸として、全社的にコンプライアンス体制の充実を図り、コンプライアンス重視の企業風土の醸成に努めています。

化したSTEC (Short Term Economic Capital) を使用しています。内部モデルの自己資本としては、市場整合的手法で評価されたEOF(Eligible Own Funds)を使用し、リスクと資本のコントロールを行っています。

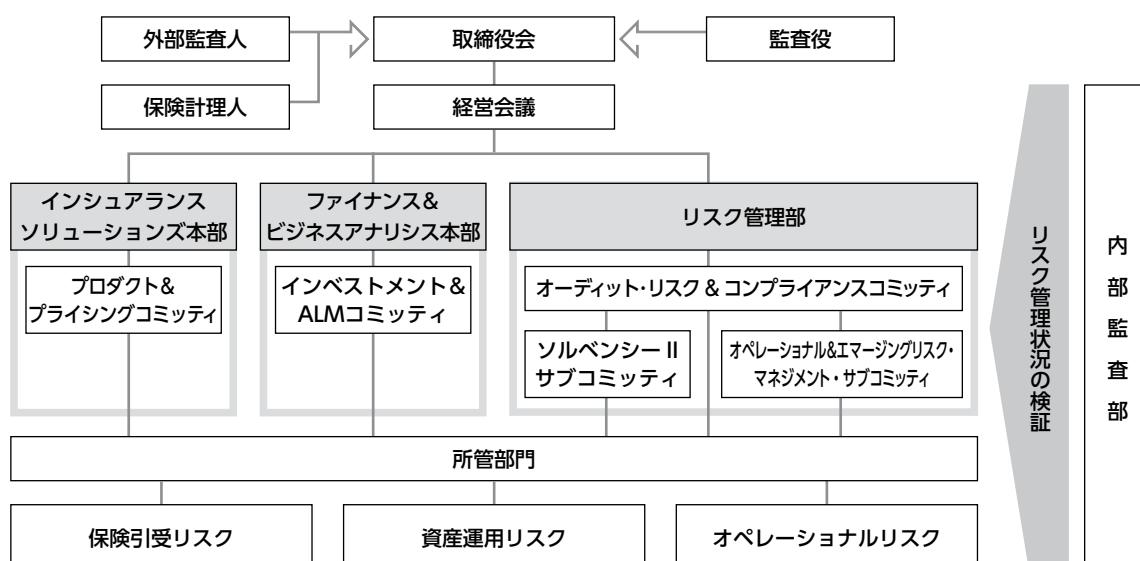
伝統的なリスク管理フレームワークに加えて、自然災害・気候変動、地政学、社会変革、技術革新等の不確実性を伴う、新規あるいは継続的に進化するリスクをエマージングリスクと捉え、中・長期的な経営判断をサポートする取組みも行っています。

3 リスク管理体制

当社では、損害保険事業の業務遂行に伴う主要なリスクを「保険引受リスク」、「資産運用リスク」、「オペレーションナルリスク」と認識するとともに、潜在的に重要なリスクも含め、リスクを総体的に捉えることにより、事業全体として統合的にリスクを管理する体制を構築しています。

各リスクについて、①各担当部門による管理、②リスク管理部門による管理、③内部監査部門による内部監査という3ラインディフェンス体制をとることで、各リスクに対する管理体制の強化を図っています。

なお、通常の予想を超える金融市場の変動や損害率の上昇などの事象が同時に発生したシナリオでシミュレーション（ストレステスト）を行い、会社経営の健全性確認に活用しています。



4 保険引受リスク管理

保険引受リスクは、経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失を被るリスクです。当社では、リスク分析に基づいた引受基準を策定するとともに収支の分析や検証を継続的に行い、必要に応じて引受基準、保険商品、保険料の改定などを行っています。また、リスクに応じて保有限度額を設けるとともに、再保険の手配などの危険分散を行うことにより、過度なリスク集中を回避しています。なお、再保険取引先は信用度を十分考慮して選定しています。

プロダクト＆プライシングコミッティでは保険商品、引受条件、損害率、責任準備金や保有・再保険などについて分析・検討してリスク管理を行っています。同コミッティで審議されたリスク管理状況は、オーディット・リスク＆コンプライアンスコミッティにて報告・審議されています。

5 資産運用リスク管理

資産運用リスクは、市場変動により有価証券の資産価値が変動する市場リスク、投資先の財務や経営状態の悪化などにより債券価格が下落するなどの信用リスク、および資金の確保のために通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされるなどの流動性リスクなどに分類されます。

当社では、社内諸規定に従って安全性・流動性に十分配慮した資産運用を行っています。また、資産運用の企画・実行部門と、事務処理・決済・リスク管理部門を分離し、相互牽制を働かせています。資産運用リスク管理状況はリスク管理部よりオーディット・リスク＆コンプライアンスコミッティにて報告・審議されています。

6 オペレーションリスク管理

オペレーションリスクとは、内生・外生両方の事象に起因し、プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないことによる損失に係るリスクをいいます。

当社では、定期的に全部門でオペレーションリスクの自己評

価を実施して、リスクを特定・評価し、必要に応じて改善策を講じています。これらにより、リスクの削減・インシデントの未然防止に努めています。

また、インシデントが発生した場合には速やかに報告されるプロセスを構築しており、オーディット・リスク＆コンプライアンスコミッティおよびオペレーション＆エマージングリスク・マネジメント・サブコミッティでは、報告された個々のインシデントの原因・回復措置・再発防止策の分析・検証、およびこれらの進捗管理を行っています。

7 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性

第三分野保険に係る責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

第三分野保険に係る責任準備金の積立の適切性を確保するため、「ストレステスト」「負債十分性テスト」を行い、その結果を保険計理人が確認しています。ストレステストの結果、責任準備金の基礎とした事故発生率では通常の予測を超える範囲でリスクをカバーしていない場合には、責任準備金(危険準備金Ⅳ)を追加して積み立てます。さらに、責任準備金の基礎とした事故発生率では通常の予測の範囲でリスクをカバーしていない場合に、負債十分性テストを行い、責任準備金に不足が認められたときには、責任準備金(保険料積立金)を追加して積み立てることにより、適切な責任準備金の積立水準を確保することとしています。

ストレステストにおける事故発生率の設定水準

ストレステストにおける事故発生率は、平成10年大蔵省告示第231号の規定に従い、将来10年間に事故発生率が変動することによる保険金の増加を99%の確率でカバーする水準としています。

ストレステストの結果

ストレステストの結果、責任準備金の基礎とした事故発生率が通常の予測を超える範囲でリスクをカバーしていることを確認できたため、追加の責任準備金の積み立ては行っていません。

5 勧誘方針（セールスポリシー）

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当社（および当社所属の損害保険代理店）の勧誘方針を次のとおり公表しますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

1. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売を心掛けます。なお、保険販売に際しましては、お客さまにご理解いただけるよう説明を行うよう常に努力してまいります。
2. お客さまの保険に関する知識、保険の加入目的、財産状況を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に適合した説明を行うよう心掛けるとともに、お客さまの意向と実情に沿った適切な保険商品が選択できるよう常に努力してまいります。
3. お客さまと直接対面しない保険販売（例えば通信販売等）を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客さまにご理解いただけるよう常に努力してまいります。
4. 万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払いについて迅速かつ的確に処理するよう常に努力してまいります。
5. お客さまのさまざまご意見等の収集に努め、それを保険販売に反映していくよう常に努力してまいります。

「金融商品の販売等に関する法律」（金融商品販売法）の概要については、金融庁ホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/kinyuusyouhin/>）をご覧ください。

当社はお客様の信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」およびその他の関連法令、ガイドライン等を遵守し、お客様の個人情報を適切に取り扱うとともに、正確性・機密性の保持に努めてまいります。また、当社は個人情報保護の強化のため、従業者への教育・指導を徹底し、個人情報の取扱い内容の見直しと、その継続的な改善に努めてまいります。

1. 個人情報の収集方法

当社は、関連法令に照らして適かつ公正な方法で、お客さまの情報を収集します。主な収集方法としては、インターネットや電話、FAX等による保険料のお見積り、保険商品の資料請求、保険契約申込、保険金請求、アンケートなどの際に個人情報を取得します。

なお、サービスの品質向上のために、お客さまとの間のお電話の通話内容を録音させていただく場合がございます。

2. 個人情報の利用目的

当社ではお客様とのお取引を安全確実に進め、最適な商品、サービスを提供させていただきため、適法かつ公正な手段により業務上必要な範囲内のお客様の情報を収集させていただいており、次の目的のために利用されます。

また、利用目的是、お客様にとって明確になるように具体的に定めるとともに、取得の場面に応じて利用目的を限定するように努め、下記のとおりホームページ等により公表します。

利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表いたします。

(1) ご本人かどうかの確認

(2) 損害保険契約の見積、引受、維持、管理

(3) 適正な保険金、給付金の支払

(4) 当社および関連会社、提携会社等の各種商品・サービスの案内、提供^(※)、管理

(5) 損害保険商品、生命保険商品等当社が取り扱う各種商品の案内、募集および販売ならびに契約の締結、代理、媒介、取次ぎおよび管理

(6) 当社業務に関する情報提供・運営管理

(7) 当社または当社代理店によるアンケートの実施や市場調査等ならびにそれによる商品・サービスの開発・研究

(8) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求

(9) 他の事業者から個人情報（個人データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務の適切な遂行

(10) お問い合わせ、ご依頼等への対応

(11) その他保険事業に関連、付随する業務

(※) お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等をすることを含みます。

3. 個人データの第三者への提供等

(1) 当社は、次の場合を除き、お客さまの個人情報を第三者へ開示・提供いたしません。

①お客さまの同意がある場合

②各種法令に基づく場合のほか、個人情報保護法によりお客さまの同意を得ないでお客さまの個人情報を第三者に提供することが認められている場合

③業務遂行上必要な範囲で、保険代理店を含む委託先に提供する場合

④再保険のために再保険会社に提供する場合

※再保険に関して

⑤当社関連会社との間で共同利用する場合

（「8. 当社関連会社間での共同利用」をご覧ください）

⑥損害保険会社間等で共同利用する場合

（「9. 情報交換制度等」をご覧ください）

※再保険に関して

当社は、保険契約の引受けリスクを適切に分散するために、再保険（再々保険以降の出再を含みます。以下「再保険」）の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する個人情報など再保険の引受け、維持・管理、保険金等の支払いに必要な個人データを国内外の再保険会社に対し提供することができます。

(2) 前述①、③および④について、当社は、次のいずれかに該当する場合に、お客様ご本人の個人データを外国にある第三者に提供することができます。

①日本と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国の事業者

②日本の個人情報保護法令の定めにしたがい、当社が講じている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な基準に適合する体制を整備し、かつ、当社との間でその実施が確保されている事業者^(※)

なお、お客さまの個人情報の取得時には、提供先の外国名が特定できま

個人情報につきましては以下の内容をご了解いただいたうえでご提供ください。

*以下の各項目における「個人情報」および「個人データ」には、「個人番号（マイナンバー）」および「特定個人情報」を含みません。

当社の概要はこちら(https://www.axa-direct.co.jp/company/about_us/outline.html)

いない場合があります。例えば、将来的に外国の再保険会社に新たに再保険を行う場合や新たに業務委託を行う場合などがこれにあたります。この場合、事後的に外国にある第三者を特定できた場合は、お客さまの下記開示等ご請求窓口へのお申し出により、当該外国の名称、外国における個人情報保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報保護のための措置などの情報を提供します。

*主な外国の例：アメリカ合衆国、シンガポール等

なお、この一覧は定期的に更新いたします。

4. センシティブ情報のお取扱い

当社は、保健医療などのセンシティブ情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第5条に定められているものをいいます）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用、または第三者提供を行いません。

- ・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

- ・相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

- ・保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

- ・法令等に基づく場合

- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合

- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合

- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

5. 特定個人情報のお取扱い

当社は、個人番号および特定個人情報について、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」により、法令で限定的に明記された目的である「保険取引に関する支払調書等の作成が必要な場合」を除き、取得、利用しません。

また法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また共同利用も行いません。

個人番号および特定個人情報の取扱いについては、このほか、6、7、11、13をご覧ください。

6. 個人データの安全管理

お客さまに関する情報は、正確かつ最新なものに保つよう努めるとともに、社外への漏洩、滅失またはき損が発生しないよう万全を尽くしております。また、業務遂行上の必要性から外部業者に業務委託等を行う場合につきましても、委託先等に機密保持義務を課すなどその管理・監督に努めています。当社は、個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理を目的として、以下の安全管理措置を講じております。

(1) 基本方針の策定

アカサグループでは「アカサグループデータプライバシー宣言」（以下「本宣言」という）を定め、関係法令を遵守し、お客さまの個人情報が不正に利用・開示されないように安全管理措置を講じることを含む、個人情報の保護・利用・対話と透明性についてのコミットメントを公表しています。

当社は、本宣言に基づき、個人情報の取扱いに関する方針として、この「プライバシーポリシー」を定めています。

(2) 社内規程の整備と周知

当社は個人データを適切に管理するため、社内規程により、個人情報取扱責任者を定め、その取扱い方法等を定めた規程やマニュアルを作成し、役職員向けに個人情報取扱いのライフサイクルごとにその留意事項を周知しています。

(3) 組織的安全管理措置

- ・当社は、個人情報保護管理に関する体制を整備し、同体制について役職員に教育・周知徹底する責任者として「データプライバシーオフィサー（個人情報管理統括責任者）」を設置しています。

- ・各部署の長は、個人情報取扱責任者として担当部署において取得した個々の個人データの利用・管理について第一義的責任を有し、組織内で取り扱う個人データを特定し一覧化するなど、取得した個人データを把握し、適切に利用・管理する態勢を整備しています。

- ・当社は、万が一人個人データの漏えい・滅失・き損等が発生した場合ま

- たはそのおそれがある場合の報告体制を整備し、迅速な調査と被害拡大防止に努めています。
- 個人データの取扱状況について、定期的に自主点検を実施するとともに、内部監査部による監査を実施しています。
- (4) 人的安全管理措置
- 当社は、従業員から個人情報保護を含む機密保護に関する誓約を取付けるとともに、E-ラーニングやテストなど定期的なトレーニングを実施しています。
- (5) 物理的セキュリティの管理措置
- 当社は取り扱う情報の重要度にもとづいてオフィスエリアごとにセキュリティレベルを設定し、拠点ごとの環境および設備を考慮して、入退室制御や監視など物理セキュリティ対策を実施しています。
 - 書類等の盗難又は紛失等を防止するために施錠管理を徹底し、個人データを取り扱う機器、電子媒体等を持ち運ぶ際、アクセス権の無い者に個人データが流出しないよう措置を実施しています。
- (6) 技術的安全管理措置
- 当社はアクサグループが定義する情報セキュリティスタンダード等に基づき、アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。
 - 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。
- (7) 委託に関する安全管理措置
- 当社は、個人データの取扱いを委託する場合には、委託先選定基準に合致した適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を契約により明確にし、安全管理措置状況を定期的に確認する等、委託先において個人情報が安全に管理されるよう適切に監督いたします。
- (8) 外的環境の把握
- 当社は、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、適切な提供先を選定するとともに、提供先の義務と責任を契約により明確にする等、提供先において個人データが安全に管理されるために必要な措置を講じることとしています。
- また、提供先の所在国における個人情報の保護に関する制度を把握したうえで適切に安全管理措置を実施します。
- (9) 定期的見直し
- 個人データの安全管理措置は、定期的に見直し、改善してまいります。
- [SSL 対応について]**
- 当社ウェブサイトではお客様の大切な個人情報を安全に送受信するためには、SSL の暗号化システムを使用しております。詳しくは当社サイトポリシーの【SSL (Secure Sockets Layer) とは】をご参照ください。
- [Cookie および Web ビーコンについて]**
- ①当サイトには、「Cookie (クッキー)」や「Web ビーコン」と呼ばれる技術を使用しているページがあります。「Cookie」とは、Web サイトからお客様の端末に記録目的で送信される小さなテキストファイルのことであり、Cookie の利用により、Web サーバーはお客様のブラウザを識別し、アクセス状況を解析することができます。また、セッションの維持や、ログイン時の再入力の手間を省くなど、お客様にとって最適なコンテンツを表示することができるものです。
- また、「Web ビーコン」(クリア GIF)と称される場合もあります)も同様に、特定のページへのアクセス状況を把握するためなどに利用される技術です。「Cookie」および「Web ビーコン」は、お客様によりよい品質のサービスを提供するために利用するもので、お客様のブラウザを識別することはできますが、お客様個人を特定したり識別したりすることはできません。(お客様のお名前やご住所などの個人情報が含まれることはあります)
- ②「Cookie」の許可および拒否について
- また、お客様は当サイトで表示されるCookie バナーと Cookie 設定画面(以下の [Cookie 設定] ボタンから表示)によって、当サイトの必要不可欠でないCookie の許可 / 拒否を選択いただくことが可能です。ただし、一部のCookie を拒否する設定を選択されると、当サイトのサービスの一部またはすべてが正常に機能しなくなる可能性があります。
- また、ブラウザでの設定を変更することでCookie を拒否することもできますが、当サイトのサービスが正常に機能しなくなる可能性がありますので、ご注意ください。
- ③その他 (注意事項)
- このほか、当サイトにおいて、第三者 (アドテクパートナー) の配信サーバを利用し、Cookie・Web ビーコンを使用する場合があります。これは効率的な広告配信やアクセス状況の解析のために行っており、同様にお客様の個人を特定できる情報は収集いたしません。
- 7. 個人データ取扱いの委託**
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託する場合があります。
- 当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定めて、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
- 当社では、以下のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。
(委託する業務の例)(6)は、上記5の個人番号および特定個人情報を含みます。)
- 保険契約の募集に関する業務
 - AXAプレミアムロードサービスに関する業務
- (3) 保険金支払に関わる業務
- (4) 保険証券・その他帳票等の作成・発送に関わる業務
- (5) 情報システムの保守・運用に関わる業務
- (6) 個人番号関係事務に関わる業務
- 8. 当社関連会社間での共同利用**
- 当社および当社関連会社は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で、以下のとおり、個人データを共同利用することがあります。
- 共同利用者の範囲
 - アクサジャパングループ各社 (アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社およびその子会社)
※アクサジャパングループ各社
 - アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社
 - アクサ生命保険株式会社
 - アクサダイレクト生命保険株式会社
 - アクサ損害保険株式会社
 - アクサ収納サービス株式会社
 - アクサ・エイルス・マネジメント株式会社
 - 共同利用の目的
 - ・アクサジャパングループ各社の取り扱う商品・サービスの案内・提供および充実のため
 - ・アクサジャパングループの経営管理のため
 - 共同利用する個人データの項目
 - アクサジャパングループ各社が保有するお客様情報（住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容、保険金・給付金等の支払状況、保険契約の加入状況等のお客様とのお取引に関する情報）
 - 個人データ管理責任者
 - ・当社の概要はこちら
https://www.axa-direct.co.jp/company/about_us/outline.html
- 9. 情報交換制度等**
- 当社は、保険制度の健全な運営を確保し、また、不正な保険金請求を防止するため、また、自賠責保険の適正な支払等のために、他の損害保険会社等との間で、個人データを共同利用いたします。詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人日本少額短期保険協会および損害保険料率算出機構のホームページ等を通じてご確認ください。
 - ・一般社団法人 日本損害保険協会 <https://www.sonpo.or.jp>
 - ・一般社団法人 日本少額短期保険協会 <https://www.shougakutanki.jp>
 - ・損害保険料率算出機構 <https://www.giroj.or.jp>
 - 当社は、損害保険代理店の適切な監督や職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しております。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しております。

詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<https://www.sonpo.or.jp>) をご覧ください。
- 10. ご契約内容・事故に関するご照会**
- ご契約内容に関するご照会につきましては、下記の電話番号にお問い合わせください。ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。また、事故に関するご照会につきましては、既にご通知させていただいている担当部署にご本人から直接ご照会ください。
- <ご契約内容に関するご照会先>
- (自動車保険) 電話番号
新規のお客様専用:0120-277-742 (通話料無料)
ご契約者様専用:0120-266-193 (通話料無料)
受付時間 月曜～金曜 9:00～18:00
土・日・祝 9:00～17:00
- (入院手術保険) 電話番号:0120-937-875 (通話料無料)
受付時間 月曜～金曜 9:00～18:00
土 9:00～17:00 ※日・祝日休み
- (ペット保険) 電話番号:0120-324-384 (通話料無料)
受付時間 月曜～金曜 9:00～18:00
土 9:00～17:00 ※日・祝日休み
- 11. 保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正、利用停止等のご請求**
- 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示、訂正、利用停止等をご請求される場合は、下記「13. お問い合わせ窓口」までお申し出ください。なお、ご本人以外からのご請求については、代理権の存在を示す資料（委任状など）のご提出が必要となります。お客様からの開示等のご請求に関しては、当社所定の手数料をいただぐ場合があります。
- 当社が、必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合には、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。
- 12. 匿名加工情報の取扱い**
- 匿名加工情報の作成
 - 当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。
 - ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
 - ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報

の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること

- 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- 作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

13. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報、個人番号および特定個人情報ならびに匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談に対しまして、適切・迅速に対応いたします。

当社からの電子メールや郵便あるいは電話などによるサービス等のご案内、および当社関連会社間等でのお客様情報の共同利用について、お客様がご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申出ください。

契約管理その他の当社業務上必要な場合を除き、取扱いを停止させていただきます。

当社の個人情報、個人番号および特定個人情報ならびに匿名加工情報の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談、その他のお問い合わせは、下記までご連絡いただきますようお願いします。

<お問い合わせ先>

お客さま相談室
所在地: 〒108-8020 東京都港区白金一丁目17番3号
NBFプラチナタワー 19階
電話番号: 0120-449-669 (通話料無料)
受付時間 月曜～金曜 9:00 ~ 17:00
当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。
同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター東京
(損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)
所在地: 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105
ワテラスアネックス7階
電話 03-3255-1470
(受付時間: 午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く)
ホームページアドレス (<https://www.sonpo.or.jp>)

7

利益相反管理体制

当社は、当社が行う取引によりお客様の利益が不当に害されること（以下、「利益相反」といいます）のないよう、利益相反について定められた法令等を遵守し、利益相反管理体制を整備するとともに、会社規程として「利益相反管理方針」を定めています。

当社は、本管理方針に基づき、適切に業務を行っています。なお、本管理方針の概要は以下のとおりです。

1 法令等の遵守

当社は、利益相反について定められた法律その他の法令、ガイドライン、会社規程等を遵守します。

2 利益相反のおそれのある取引の管理

当社は、利益相反のおそれのある取引をあらかじめ特定・類型化します。

当社は、特定・類型化した取引について、その管理方法を個々に定める等必要な措置を講じることにより、利益相反を適切に管理し、お客様の利益が不当に害されることを防止します。

当社は、係る特定・類型化および管理のために行った措置について記録し、作成の日から5年間その記録を保存します。

当社は、特定・類型化した取引について定期的に検証し、その検証結果を受けて、その記録の更新等を行うことにより、管理体制の実効性を確保します。

3 社内体制の整備

当社は、利益相反管理責任者および利益相反管理統括部署を設置しています。

利益相反管理統括部署は、利益相反管理責任者のもと、関連部署と連携して利益相反のおそれのある取引の管理を行っています。

8

保険金等支払管理態勢

保険金等の支払業務は、損害保険会社の業務において、最も重要な責務であり、当社においても、「保険金等支払管理態勢の構築に係る方針」を制定し、支払管理態勢の整備・強化に向けた取組みを行ってまいりました。

このことは、“あらゆるお客様に対して、生涯を通じてニーズにお応えする”アクサのコアビジネスであるフィナンシャル・プロテクションに直結するものです。

今後もより一層の強化に努め、適正な支払いを行うための態勢の整備に取り組んでまいります。

1 経営管理（ガバナンス）態勢の整備

内部監査体制の強化、リスク管理体制の見直しにより、商品開発、保険金支払管理等各種リスクに係る課題が発生した場合の経営報告および対応体制を整備しています。

2 保険金等支払管理態勢の整備

保険金支払プロセスにおける支払漏れのチェック機能を強化するため、システムの改定を行い、また、保険金支払漏れの有無を毎月チェックする検証態勢を整備しています。

保険金支払マニュアルの見直し、事前審査制度の導入、免責事案についての保険金支払部門以外による社内審査、外部専門家による検証規定の策定、社員教育、研修の充実等、適正な保険金支払に向けて管理態勢を整備しています。これらの取組みについて一層充実させてまいります。

3 お客さまに対する説明態勢の整備

保険商品の補償内容とお支払いできる保険金について、お客さまに分かりやすくご説明するために、ホームページ、商品パンフレット、重要事項説明書等の説明資料の見直しを適宜行っています。事故報告および保険金請求の際に、お客さまのご契約内容と事故内容に基づき、お支払いが想定される保険金の補償内容を分かりやすく説明した資料をご案内しています。これらお客さまに対する説明を一層強化いたします。

4 研修および教育体制の整備

支払査定を行う社員にはスキル向上の一環として、定期的に社内研修を実施するとともに、社外弁護士による専門的な研修を行い、支払担当者の知識・能力の向上を図っています。

5 保険金支払審査会について

当社では、保険金支払の適切性を検証するための機関として、2009年4月に「保険金支払審査会」を設立いたしました。保険金支払に該当しないと判断されたご契約で、当審査会での審議をお申し立ていただいた事案に対し、その妥当性について社外弁護士を交えた保険金支払部門以外のメンバーで客観的に審査し、当該事案の最終的な保険金の支払可否を決定しています。

2021年度(2021年4月～2022年3月)は、「保険金支払審査会」において8件の審査を行いました。

当社では、適切な保険金支払業務を確保し、お客さまの利益を保護することにより、お客さまにご納得、ご安心いただける保険金等支払管理態勢のさらなる強化に向け、取り組んでまいります。

9 | 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、反社会的勢力との関係を遮断し被害を防止するため、以下のとおり基本方針を定め、宣言します。

1. 当社は、反社会的勢力による不当要求に対して、社長以下組織全体として対応するとともに、対応する従業員の安全を確保するための体制を整備します。
2. 当社は、損害保険会社に対する公共の信頼を維持し、損害保険会社の業務の適切性および健全性を確保するため、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
3. 当社は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を構築していきます。
4. 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、被害が生じた場合には刑事案件として被害届の提出または告訴・告発を行います。
5. 当社は、いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引、資金提供等は絶対に行いません。

10 | 監査・検査体制

当社は、業務の健全かつ適切な運営の確保に向けたコンプライアンスの徹底およびリスク管理の強化を支援し、お客さまの安心と利便性の向上に資する監査・検査体制の強化、充実に取り組んでいます。

社外監査法人、監査役および内部監査部が相互に連携し、内部統制の有効性について検証・評価し、監査の実効性確保に努めています。

1 社外の監査・検査体制

保険業法に基づく金融庁による検査等を受けています。また、会社法に基づき、PwC あらた有限責任監査法人による会計監査を受けています。

2 社内の監査体制

他の部門から独立した内部監査部が、取締役会の承認を得た監査計画に基づき当社業務の内部管理態勢の有効性・効率性を評価し、是正・改善に向けた提言、さらに対応状況の確認を行っています。また、監査結果については、社内規程「内部監査規則」に基づき、取締役会等へ報告しています。

監査役は、会社法の定めにより、取締役の職務執行に関わる監査ならびに会計監査を実施しています。

1 アクサダイレクト総合自動車保険

●個人のお客さまを対象とした通信販売によるリスク細分型の自動車保険・バイク保険です。

1) 対象とするお車

対象とするお車は、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、特種用途自動車（キャンピング車）、自家用二輪自動車および原動機付自転車となります。

2) 主な補償内容

対人賠償をはじめ対物賠償、自損事故、無保険車傷害、搭乗者傷害、人身傷害（搭乗者傷害および人身傷害につきましては、いずれかをお選びいただくことも可能です。）を基本補償としています。

さらに車両保険、地震・噴火・津波危険「車両全損時一時金」特約、弁護士費用等補償特約、アクサ安心プラスなどを任意にお選びいただけます。

3) 示談交渉サービス

対人事故および対物事故については、お客さまと被害者の同意のもと、当社が示談交渉サービスを行います。また、アクサ安心プラスを付帯されたお客さまの場合には、日常生活や住宅の所有・使用・管理に伴う賠償事故が発生した場合にも、示談交渉サービスを実施しています。

●アクサダイレクト総合自動車保険の特長

1) 合理的な保険料を算出

お客さまのライフスタイルごとに適切に対応できるよう、運転者の年齢、居住地域、免許証の色によるリスク区分を導入するとともに、ご契約のお車の使い方などの要素（使用目的、年間予想最大走行距離、車齢）も反映することで、それぞれのお客さまに応じた合理的な保険料を算出しています。

2) 充実したAXAプレミアムロードサービスの提供

自宅での故障にも対応したAXAプレミアムロードサービスをすべてのお客さまにご提供することでサービスの充実に努めています。

3) インターネット割引

インターネットでご契約手続きをしていただいた場合には、新規契約の場合、保険料を最大20,000円割り引きます。



アクサダイレクト総合自動車保険の主な販売・改定状況

1999年	7月	「アクサダイレクト総合自動車保険」の販売を開始
2002年	11月	「インターネット割引」を新設
2004年	3月	「インターネット継続割引」を新設
	8月	「ペット搭乗中補償特約」を含む特約パッケージ「アクサ安心プラス」の販売を開始 「弁護士費用等補償特約」の販売を開始
2005年	4月	リスク細分型によるバイク保険（二輪・原付）の販売を開始
2008年	2月	休日の事故対応サービスを拡充し、スピーディーな初期対応を実施
	10月	「対物全損時修理差額費用補償特約」の販売を開始
2010年	4月	「紹介契約者割引」を新設
2012年	2月	引受対象車種を拡大 年齢条件の適用範囲を同居の親族などへ縮小 年齢条件および運転者限定の対象車種に貨物車等を追加 「日常生活賠償責任保険特約」に示談交渉サービスを導入
	4月	インターネット割引を最大10,000円に拡大
	10月	ノンフリート等級別料率制度の改定
2013年	2月	「地震・噴火・津波危険「車両全損時一時金」特約」の販売を開始
	10月	「人身傷害補償特約」に重度後遺障害時の保険金額倍額支払規定を新設
2014年	8月	ハーレーダビッドソン専用任意バイク保険の新ブランド「HARLEY モーターサイクル保険™」の販売を開始

2015年	11月	クレジットカードによる分割 12 回払いの取扱いを開始
	12月	YAMAHA SPORTS PLAZA 専用の任意バイク保険「YSP ダイレクトバイク保険」の販売を開始
2016年	2月	トライアンフ専用任意バイク保険の新ブランド「TRIUMPH RIDER INSURANCE」の販売を開始
	3月	年齢条件の適用範囲を変更し被保険者の範囲を拡大 車両保険にセットされる「身の回り品保険」の支払基準を再調達価額に変更
2017年	3月	自家用二輪自動車の料率を排気量別に細分化 「弁護士費用等補償特約」の改定
2018年	3月	「被害者救済費用補償特約」の販売を開始（すべての契約に自動付帯）
	7月	インターネット割引を最大 20,000 円に拡大
	10月	ASV 割引を新設
2019年	1月	「運転者限定特約」「他車運転危険補償特約」「弁護士費用等補償特約」の改定
	7月	自家用 8 車種の第 1 回目継続契約に対するインターネット継続割引を最大 5,000 円に拡大
2020年	1月	型式別料率クラスの細分化および自家用軽四輪乗用車への導入
2021年	4月	バイク保険において年間予想最大走行距離区分（11 区分）の細分化を実施
	7月	「子育て応援割引」を自動車保険に業界初導入*
2022年	5月	自動車保険において年間予想最大走行距離区分（8 区分）の細分化を実施 20 等級継続割引を導入

*国内の自動車保険会社19社における子育て世帯への割引制度の有無の当社調べ（2021年12月時点）

2 ペット保険

ご家庭で飼育されているペット（犬または猫）を対象とした通信販売によるペット保険です。

1) 補償内容

ペットがケガや病気により国内で獣医師の治療を受けた場合に、お客さまが負担された治療費をご加入の補償プランに従ってお支払いいたします。また、ペットが他人に噛み付いたり、他人の物を壊したりして、飼い主に法律上の賠償責任が生じた場合に、保険金をお支払いする「ペット保険賠償責任危険補償特約（示談交渉付）」を任意に付帯することができます。

2) 選べる補償プラン

プラン50とプラン70*の2つのプランがあります。プラン50では保険期間中に治療費の50%を50万円限度に、またプラン70では保険期間中に治療費の70%を70万円限度に保険金をお支払いいたします。

保険期間中の支払限度額内であれば、保険金の支払回数や治療1回当たりの支払額に上限を設けていませんので、安心して治療に専念していただけます。

*2021年1月1日以降のご契約より「プラン70」は満10歳までのお引き受けになります。満11歳からはプラン「50」でのお引き受けになります。

3) 2種類の保険料割引

インターネットでご契約いただいた場合に、一定の条件のもとで初年度の保険料を3,000円割り引きます。また、ペットを特定できるマイクロチップを装着している場合には、マイクロチップ割引が適用されます。

4) ペット健康相談サービス

ペットのケガや病気、しつけなどに関する相談に対して、24時間365日獣医師がお答えする無料の電話相談サービスが、すべての契約に付帯されています。

ペット保険の主な販売・改定状況

2011年	4月	「ペット保険」の販売を開始
	6月	アリアンツ火災海上保険株式会社からペット保険契約を包括移転により継承
2013年	10月	継続契約可能なペットの年齢制限を廃止
2014年	2月	株式会社ベネッセコーポレーションと提携し、ブランド名を「アクサダイレクト いぬのきもち保険・ねこのきもち保険」へ変更
	10月	「ペット保険賠償責任危険補償特約」に示談交渉サービスを導入
2016年	2月	生後0日齢のペットから契約できるように引受範囲を拡大 クレジットカードによる分割 12 回払いの取扱いを開始
	10月	新規でご加入いただく際のペットの年齢条件を満8歳までに引下げ
2017年	8月	ブランド名を「アクサダイレクトのペット保険」へ変更
	9月	治療費用補償および「ペット保険賠償責任危険補償特約（示談交渉付）」の料率区分細分化
2021年	9月	ペット保険「保険金支払い実績による割増引制度」を導入



1 「アクサダイレクト総合自動車保険」ご契約者さま用 AXA プレミアムロードサービス

AXA プレミアムロードサービスは、アクサダイレクトの自動車保険・バイク保険の全契約に自動付帯されており、事故や故障でご契約車両が自力走行できない場合などにご利用いただけます。トラブルの際は、24時間365日、全国10,410カ所(2021年

12月末日現在)のサービス拠点からお客さまをサポートします。「レッカーサービス」などの車両へのサポートはもちろん、ご搭乗者向けに「宿泊・帰宅費用サービス」や「ペット宿泊費用サービス」などもご用意しています。

 ロードサイドサービス 「バッテリー上がりの応急作業」、「インロック開錠」、「燃料補給作業」や「タイヤ交換作業」など、現場における応急作業を行います。	 ペット宿泊費用サービス 帰宅不可能の場合、ご契約車両に乗車のペットの宿泊費を1泊までお支払いします。
 修理後車両搬送・引取りサービス 修理完了後のご契約車両を、お客さまの指定先に無料で搬送します。引取りの場合は当日の片道交通費を1名分お支払いします。	 宿泊・帰宅費用サービス 事故・故障で帰宅不可能の場合、事故・故障現場から帰宅または旅行を継続するための交通費、もしくは宿泊費用を1泊までお支払いします。
 レッカーサービス 事故・故障でご契約車両が自力走行不能の場合、ロードサービスセンターが指定する最寄りの修理工場、もしくはお客さまが指定される工場まで搬送します。	 玄関カギ開けサービス 対象住宅のカギを忘れたり紛失したりした場合に、専門業者による緊急開錠を行います。(2年目以降ご継続の方のみ)

ご注意 ①ご契約の車両が原付・バイクの場合については、サービスの内容が異なる場合や一部サービスをご利用いただけない場合があります。

②サービスには所定の条件があります。ご利用にあたりましては、事前にロードサービスセンターへのご連絡が必要です。

③ご契約の初年度と2年目以降のサービスには、一部内容が異なるものがあります。

2 「アクサダイレクトのペット保険」ご契約者さま用サービス

 獣医師による24時間ペット健康相談サービス 「アクサダイレクトのペット保険」にご契約いただいたお客さまには、ペット(犬、猫)の突然のケガや病気、しつけなどで困ったときに、24時間365日、獣医師が電話で相談をお受けするサービスをご用意しています。

①および②のサービスは、当社の提携会社が提供するものです。詳細は当社ウェブサイト (<https://www.axa-direct.co.jp/>) をご覧ください。

3 保険相談

当社では、お客さま本位の業務運営を推進し、お客さまへ最善の利益を提供するため、多くのお客さまより、お声をお寄せいただけるように「お客さま相談室」を設置しています。

お客さま相談室では、お客さまのご意向に沿う保険商品をお選びいただけるように保険相談をはじめ、苦情、ご意見、ご要望を承

り、各関係部門と緊密に連携して、お客さまのご指摘事項の解消に努めています。

また、お客さまよりいただいたお声は、経営資源のひとつとして、社内共有後、組織横断的に改善策を協議し、商品・サービスの改善に活用しています。

お客さま相談室

電話番号: **0120-449-669** 受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝・12月31日~1月3日を除く)

当社では、保険金支払の適切性を確保するために、お客さまより不服のお申し出がなされた事案について、社外の弁護士や有識者を含めた委員により構成される保険金支払審査会を設けています。

保険金支払に関する再審査制度受付

専用番号: **0120-999-371** 受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝・12月31日~1月3日を除く)

-1 中立・公正な立場で相談などを行う機関のご紹介

「一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター」
(手続実施基本契約を締結している指定紛争機関)

当社は、法律に定められた指定紛争解決機関である「一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター」と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。「一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター」は、保険の事業者に関する苦情や、お客さまと保険事業者に関するトラブルを、公正・中立・簡易・迅速に解決することを目的に設立された専門機関です。

法律の規定に基づき、受け付けた苦情について保険事業者に解決を依頼するなど、適正な解決に努めるとともに、当事者間でトラブルを解決できない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決手続きを実施します。

「一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター」の連絡先は以下のとおりです。

電話番号: 0570-022-808 (全国共通・通話有料)

受付時間: 月~金 9:15 ~ 17:00

(土日、祝日、年末年始を除く)

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/>

「一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター」
以外の損害保険業界関連の紛争解決機関

○「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争の、公正かつ的確な解決を通じて、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者などで構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

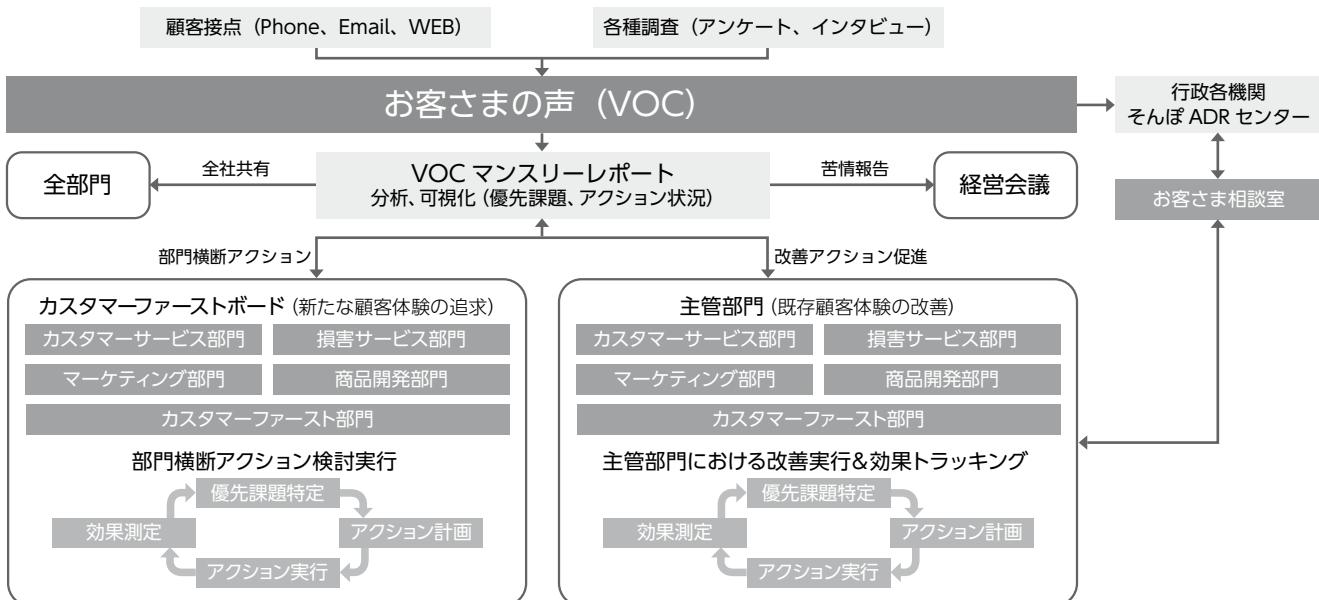
詳しくは、同機構のホームページ (<http://www.jibai-adr.or.jp/>) をご参照ください。

○「公益財団法人 交通事故紛争処理センター」

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談・和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人 交通事故紛争処理センターがあります。全国11カ所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行う他、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ (<https://www.jcstad.or.jp/>) をご参照ください。

-2 お客様の声を活かす取組み



-3 お客様の声の受付状況

2021年度（2021年4月から2022年3月期）の原因別件数

お声の区分	1Q	2Q	2021年度 上半期	3Q	4Q	2021年度 下半期	2021年度 合計
< VOC >	7,999	9,332	17,331	8,876	9,187	18,063	35,394
契約・募集行為	4,889	5,780	10,669	5,368	5,665	11,033	21,702
契約の管理・保全	2,520	2,941	5,461	2,829	2,850	5,679	11,140
保険金	547	547	1,094	601	597	1,198	2,292
その他	43	64	107	78	75	153	260
<ご意見・ご要望>	147	134	281	156	121	277	558
合 計	8,146	9,466	17,612	9,032	9,308	18,340	35,952

※VOC: 苦情のみならず、お客さまからの要望や当社のペインポイントとして捉えることができるお客さまの声を広く把握

1 損害保険のしくみ

-1 保険制度

保険制度とは、同一の危険にさらされている多数の人々が、統計学を利用して算出されたリスクに応じた保険料を支払うことにより、事故による経済的損失が万一発生した場合に、保険金を受け取ることができるしくみです。

一つひとつの事故は、それぞれ個々の面から見れば偶然に発生しているわけですが、同一危険の集団を見れば、一定の確率で発生していることが分かります。これが「大数の法則」です。損害保険は、この「大数の法則」に基づき相互にリスクを分散することによって経済的補償を得る制度といえます。このようにして、損害保険は個人の生活や企業経営の安定に寄与しています。

-2 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故によって生ずることのある損害をてん補することを約束し、保険契約者がこれに対してその保険料を支払うことを約束することによって効力を生ずる契約をいいます。したがって、損害保険契約は、双務・有償契約であり、保険会社と保険契約者の合意のみで有効に成立する不要式の諾成契約です。

しかし、多数の契約を迅速かつ正確に引き受けるため、実務上は保険契約申込書を作成し、保険会社は契約締結の証として保険証券などを保険契約者に発行しています。

-3 再保険

お引受けした保険契約にはさまざまな危険(リスク)が混在するために、一保険会社で負担することが不可能な場合があります。そのため、国内や海外の他の保険会社に一定部分を再保険に出したり(出再)、また逆に再保険を引き受けたり(受再)して危険の平均化・分散化を図っています。これにより、毎年の損害率の安定的な事業成績の安定と引受け能力の補完を図っています。

2 約款

-1 約款とは

約款とは、保険会社と契約者・被保険者双方の権利・義務などの保険契約の内容を定めたもので、基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々の契約によって内容を補足・変更するための特約から構成されています。

約款には主に以下の内容が規定されています。

- ① 保険金の支払対象となる事故と保険金の内容について
- ② 保険金が支払われない場合について
- ③ 契約時に保険会社に正しく申し出る必要がある事項の告知について（告知義務）
- ④ 契約後に契約内容に変更があった場合に保険会社に申し出る必要がある事項の通知について（通知義務）
- ⑤ 契約が無効、失効、解除となる場合について

-2 契約時の留意事項

ご契約のお申し込みにあたっては、普通保険約款・特約の内容および保険申込書などの記載内容を十分にご確認いただくことが必要です。特に保険申込書は保険会社と契約者・被保険者の双方を拘束する重要なものであり、記載内容が事実と相違していた場合は保険金をお支払いできることがありますので、お申し込みいただく前に十分にご確認ください。

-3 約款に関する情報提供方法

ご契約のお申し込みに際し、よく理解していただく必要のある内容については、「パンフレット」および「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」などで、約款の概要および重要な事項についてご案内しています。

ご契約のお申し込み時にはこれらの資料の記載内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

3 保険料

-1 保険料のお支払い・返還

保険料は、当社の案内に従って所定の払込方法（コンビニエンスストア払い・クレジットカード払い・口座振替払いなど）によりお支払いいただけます。定められた期日までに保険料のお支払いがない場合、事故が起きた場合に保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

なお、保険契約が失効した場合や解除された場合には、約款の規定に従って保険料をお返しいたします。ただし、お返しできない場合もありますので、詳しくは約款などをご確認ください。

-2 保険料率

保険料率は、事故が発生したときに保険会社が支払う保険金に充てられる「純保険料率」と、保険会社の運営や募集の経費などに充てられる「付加保険料率」から成り立っており、「純保険料率」については、当社が金融庁から認可を取得したものを利用しています。

なお、自動車保険、傷害保険などの純保険料率については、損害保険料率算出機構が参考純率を算出し、会員保険会社に提供しています。

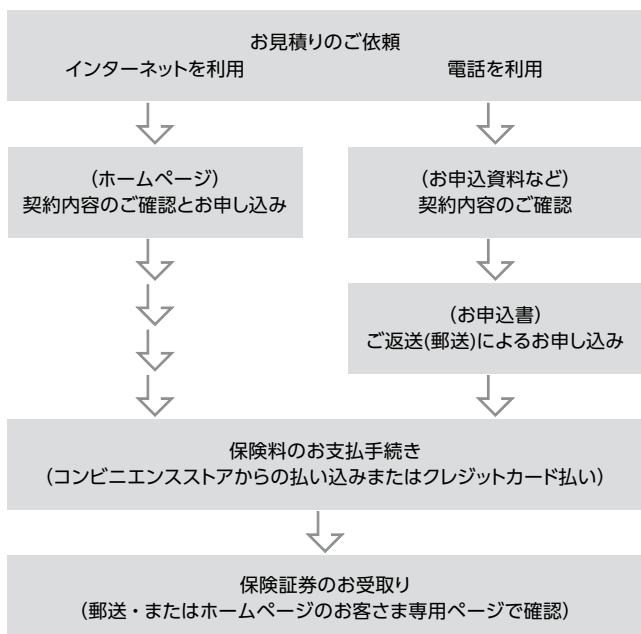
4 契約締結のしくみ

-1 通信販売の契約締結のしくみ

当社の通信販売における主な契約締結方法は、大きく分けて、「電話および郵送」を利用する方法と「インターネット」を利用する方法があります。

「電話および郵送」では、当社カスタマーサービスセンターより電話にて各取扱商品について保険料のご案内や商品説明をさせていただいた後に、資料などを郵送させていただきます。当該資料の内容をご確認の上、保険契約のお申し込みおよび保険料のお支払いをしていただき、お手続き完了となります。また、「インターネット」経由による当社ホームページを利用した手続きでは、各取扱商品の説明、資料請求や保険料の見積りだけでなく、契約締結まで完了させることができます。

(当社ホームページURL <https://www.axa-direct.co.jp>)
なお、補償内容などの契約条件につきましては、契約成立後に郵送する保険証券・継続証または当社ホームページのお客さま専用ページ「Emma (エマ) by アクサ」にて、再確認をお願いしています。



-2 代理店販売の契約締結のしくみ

当社では、代理店委託契約において、ほとんどの保険代理店に委託している業務は、保険契約の媒介となります。媒介代理店には保険契約の締結権がありませんので、お客さまに対して当社商品の説明を行うことや、保険料の試算やより詳しい内容などをお客さまにご確認いただくために当社のカスタマー



-3 ご契約時にご注意いただきたいこと

- お申し込みの際は、重要事項説明書、パンフレット類やホームページ上の記載内容を十分ご確認いただいた上でご契約ください。
- 申込書またはホームページ上の契約申込画面には正しくご申告ください。
- 自動車保険をご契約される場合は、事故歴や保険の対象となる車両の所有者、使用目的などを正しくお知らせください。
- ※万一、ご申告いただいた内容が事実と異なっている場合には、保険料の差額をお支払いいただく／保険金をお支払いできない／保険契約を解除することができますので、ご注意ください。

-4 ご契約後のご注意

保険証券は大切に保管してください。

保険証券記載内容に関わる変更（例：お車の買い替えによる車種の変更や住所変更など）が生じたときは、直ちに当社へご連絡ください。ご連絡が遅れますと、契約を解除し、保険金をお支払いできない場合があります。

なお、保険証券を紛失された場合も、当社へご連絡ください。

お問い合わせ先電話番号 : **0120-193-877** (通話料無料)

5 保険金のお支払いのしくみ

お客さまにご満足いただける損害サービスを目指し、当社では、事故はもちろん故障の場合でも、スピーディーで安心・充実のサービス体制を整えて、お客さまをサポートいたします。

-1 充実の事故対応サービス

24時間365日、事故受付	24時間365日、事故を受付いたします。
初期対応サービス	平日・休日（年末年始を除く）にかかわらず、9:00～19:00までに受付が完了した事故は、必要に応じて、当日中に当社より相手方、修理工場、医療機関などの関係先に連絡を行い、お客さまにその結果をご報告いたします。
1事故専任チーム制	ケガを伴う人身事故や双方に過失が発生する物損事故などは、経験豊富な専任担当者が連携し、責任をもって相手方との示談交渉にあたります。
クイック事故対応サービス	軽微な車両単独事故については、集中処理センターにおいて担当し、1日でも早く事故解決を行い、スピーディーなお支払いを実施しています。 また、特に対応が急がれる、お客さまに100%の責任がある事故については、休日でも専任担当者が、被害者への連絡、代車手配、示談交渉など幅広い事故対応サービスを行います。
お客さまのニーズに合わせた途中経過のご連絡	電話でのご連絡に加え、ウェブサイトやはがき・Eメール・SMSでも事故の途中経過についてご連絡いたします。
A X A フ ィ ー ル ド サ ー ビ ス	重傷事故急行サービス 事故の相手方が死亡または入院された場合は、お客さまのご要望に応じて、全国に約66名いる専門スタッフ（2022年4月1日現在）が訪問し、お見舞いなどのアドバイスや事故解決までの流れや書類の記入方法などについてご説明をいたします。 訪問面談サービス 当社は、事故対応をする担当者の他に必要に応じて出向し面談する訪問社員を設置しています。 訪問社員は、日本全国のお客さまや被害者の方を訪問し、面談による説明で事故解決までのサポートにあたっています。 この訪問社員制度により、遠隔地にお住まいのお客さまや被害者の方にも安心を提供いたします。 損害サービス拠点（2022年4月1日現在）：東京、福井、高知の3都県

-2 安心のサービスネットワーク

サービスセンター拠点 2022年4月1日現在

自動車損害サービス第一部

第一サービスセンター	0120-997-738
第二サービスセンター	0120-577-546
自動車損害サービス第二部	
第一サービスセンター	0120-778-022
第二サービスセンター	0120-127-082

損害サービス統括部

統括センター	0120-091-077
傷害センター	
第一チーム	0120-998-278
第二チーム	0120-998-278
第三チーム	0120-936-509

損害サービスカスタマーサポート部

第一サービスセンター	
第一チーム	0120-337-988
第二チーム	0120-975-573
保険金お支払チーム	0120-337-988
第二サービスセンター	
第一クイックサービスチーム	0120-997-725
第二クイックサービスチーム	0120-997-724

お客さま保険金サービス部

ペット保険サービスセンター	0120-800-044
傷害・弁護士特約センター	
第一傷害チーム	0120-020-092
第四傷害チーム	0120-127-081
弁護士特約チーム	0120-020-092

フィールドサービスオフィス	03-6732-6109
全国サービスネットワーク 2022年1月1日現在	
パイロットガレージ	666 拠点
損害調査ネットワーク	390 拠点
弁護士ネットワーク	全国主要都市

-3 事故受付・対応

お客さまからの最初のお電話やオンライン事故受付でスタート。事故現場の緊急措置のアドバイスやAXAプレミアムロードサービスの手配といった事故受付から解決までのプロセスをご説明し、お客さまの「不安」を「安心」に変えます。

※夜間は、事故受付とAXAプレミアムロードサービスの手配を行い、翌営業日に専任担当者からお客さまへご連絡いたします。



事故現場での緊急措置アドバイス
AXAプレミアムロードサービスの手配



保険金請求意思の確認と手続き



AXAパイロットガレージ(指定修理工場)のご紹介
無料で事故車両引取・代車・納車サービスを実施



専任の担当者をご案内
事故解決までのプロセスのご説明

事故や故障が発生したら・・・

●電話の場合

事故受付サービスセンター（24時間・年中無休）

0120-699-644 (通話料無料)

(携帯電話からもご利用になれます)

●インターネットの場合

当社ホームページ上からのオンラインによる事故受付も可能です。事故のご報告を受付後、専任担当者よりご連絡いたします。
<https://axa-direct.co.jp/acc1>

6 損害保険代理店

-1 代理店の役割と業務内容

代理店は損害保険会社と損害保険代理店委託契約を締結し、それに基づいて保険会社の代わりに保険募集を行い、保険契約締結の代理もしくは媒介^(注)を行うことを主たる業務としています。保険の相談、事故発生時における事故の受付や保険会社への報告など、その他必要な業務のうち、保険会社が特に指示した業務も行っています。代理店が保険契約締結の代理を行う場合には、保険料の領収、保険料領収証の発行・交付を行っています。

(注)損害保険代理店が保険募集を行うときは、保険業法第294条に基づき、お客さまに對し、「保険会社を代理して保険契約を締結」するか「保険契約の締結を媒介」するかを明示しています。

-2 代理店登録

損害保険代理店として保険募集を行うためには、保険業法第

276条に基づき財務局に登録しなければなりません。また、代理店の役員・使用人として保険契約の募集を行う人は保険業法第302条に基づき、財務局に届け出なければなりません。

-3 代理店教育

当社は適正な保険募集態勢を確保するために、所属代理店の保険募集に從事する役員・使用人に対し、所定の教育を実施しています。

-4 代理店数

当社の代理店数は、2022年3月31日現在、全国で182店です。

-5 外務社員・代理店研修生

外務社員・代理店研修生制度はありません。